

下水管路の全国特別重点調査について

1. 背景

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、国土交通省では、2月21日に「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」が設置されました。今般、同委員会において、今回と同種・同類の事故を未然に防ぎ、国民の安全・安心が得られるよう、下水管路の全国特別重点調査を実施すべきとの提言がとりまとめられました。

この提言を踏まえ、令和7年3月18日に国土交通省より下水道管理者へ下水管路の老朽化や危険箇所の特定と改善策検討を目的とした全国特別重点調査の実施が要請され、本市においても対象となる下水管路の調査を実施したものです。

2. 国から要請があった調査対象

管径2m以上かつ、平成6年度（1994年度）以前に設置・改築された管路（污水管路、雨水管路）。

3. 本市の調査対象箇所

調査箇所数：7箇所（雨水管路） 調査総延長：428m

※本市で調査対象となる管路は雨水管路のみで、污水管路は調査対象外。

4. 調査結果

調査員が雨水管路に入り劣化状況を目視で調査した結果、雨水管路の鉄筋露出や骨材露出、クラック等が確認され、専門家によるチェックを得た結果、調査箇所数7箇所のうち、原則1年以内に対策を実施する必要がある緊急度Iの箇所が4箇所、応急措置を実施した上で5年以内に対策を実施する必要がある緊急度IIの箇所が2箇所判明しました。

なお、国が示している調査実施フローに基づき、緊急度I又はIIの6箇所について、道路と雨水管路の間に空洞がないか確認を行う空洞調査を現在実施中です。

緊急度I：速やかに対策を実施する必要がある箇所（原則1年以内）。

緊急度II：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施する必要がある箇所。

5. 今後の対応

空洞調査の結果、空洞があった場合は空洞を埋めるなどの必要な対策を早急に実施します。また、緊急度I又はIIの箇所については、今後、修繕を実施していきます。

